

資料 2

第 1 回部会での委員意見に対する主な対応状況について

No.	部会での意見	対応
1	<p>【住基】【税】 中間サーバーについて、単体として、独自に評価する必要があるのではないか。</p>	<p>中間サーバーについては、国において所定の点検を行った内容が各自治体に情報提供されており、同様の内容を各事務の評価書に記載している。</p> <p>【資料 3 「総務省通知」 参照】</p>
2	<p>【税】 「特定個人情報ファイルの記録項目」の記載で、セキュリティ上問題のある記載（キャラクターなど項目の特性）は、削除・修正すべきである。</p>	<p>対応済み（評価書に反映）</p>
3	<p>【税】 「Ⅲ. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録」に関し、アクセスログを残しているだけでなく、その記録の確認体制・方法についても記載すべきある。</p>	<p>対応済み（評価書に反映）</p>
4	<p>【税】 評価書本文中の記号の使用（「※」の表記）については、様式にあらかじめ記載されている記号と同じものを使用すると意味が混同されてしまうので記載方法を見直すべきである。</p>	<p>対応済み（評価書に反映）</p>
5	<p>【住基】【税】 それぞれの評価書について、記載方法が統一されていない部分があるので、再度、見直すこと。</p>	<p>対応済み（評価書に反映）</p>
6	<p>【住基】【税】 評価書作成支援業務委託に係る報告書での指摘を受け、段階的に修正されているが、当初の指摘部分も確認する必要がある。</p>	<p>対応済み</p> <p>【資料 6 - 1 「点検結果報告書（当初）」 参照】</p>
7	<p>【住基】 上記報告書での指摘で未対応の部分について確認すること。</p>	<p>対応済み（評価書に反映）</p>
8	<p>【住基】【税】 再委託先と委託先とは同程度のセキュリティ体制を確保する必要があるが、どのように確認するのか。</p>	<p>対応済み（評価書に反映）</p>
9	<p>【住基】【税】 現行の個人情報保護条例では、委託先には罰則が及ぶが、再委託先には罰則が適用されないのので、改善が必要ではないか。</p>	<p>審議予定</p> <p>【資料 5 「再委託等の取扱いについて」 参照】</p>